

議案第60号

長与町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

上記議案を提出します。

令和元年9月3日

長与町長 吉田 慎一

提案理由

長与町福祉医療費の支給に関する条例第2条第3項に規定する「こども」の福祉医療費の支給方法に関して「償還払」方式から「現物給付」方式へ移行するもの。

長与町福利医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

長与町福祉医療費の支給に関する条例（昭和49年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第9条第3項中「乳幼児」の次に「又は子ども」を加え、同条第4項中「支払い」を「支払」に改め、「乳幼児」の次に「又は子ども」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の長与町福祉医療費の支給に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の診療に係る医療費について適用し、同日前の診療に係る医療費については、なお従前の例による。